

平成31年度

# 償却資産（固定資産税）申告の手引き



市税につきましては、平素より格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

本書は、富士市内に事業用資産をお持ちの方が、償却資産の申告を行うための手引きとして作成されたものです。申告するにあたり、手引きを参照し、期限内の申告をよろしく願いいたします。なお、毎年1月1日現在における償却資産の申告は、地方税法第383条の規定により義務付けられています。

## ★ ★ ★ 【 目 次 】 ★ ★ ★

1	償却資産の申告について	2	ページ
2	償却資産の範囲	3	ページ
3	固定資産税（償却資産の課税）について	4	ページ
4	評価額の算出について	4	ページ
5	償却資産の主な種類	5	ページ
6	業種ごとの主な償却資産	6	ページ
7	建物附属設備に係わる償却資産と家屋の区分	7	ページ
8	テナントが取り付けした建物附属設備の課税について	7	ページ
9	課税標準の特例について	8	ページ
10	国税上の特例事項の適用について	9	ページ
11	固定資産税（償却資産の課税）と国税の比較	9	ページ
12	非課税について	9	ページ
13	その他	10	ページ
14	Q&A	11	ページ
15	償却資産申告書の記載のしかた	12	ページ
16	種類別明細書（減少資産用）の記載例	13	ページ
17	種類別明細書（増加資産・全資産用）の記載例	14	ページ
18	地方税電子申告【エルタックス（eLTAX）】について／委任状	15	ページ
19	申告書へのマイナンバー記載について	16	ページ

### 提出先・問い合わせ先

〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地

富士市役所 財政部 資産税課 償却資産担当

電話 0545-55-2745（直通）

富士市 償却資産

検索



**提出期限・・・平成31年1月31日(木)**

※ 法定申告期限は1月31日ですが、事務処理上1月21日(月)までの提出にご協力ください。

# 1 償却資産の申告について

## 1 申告していただく方

個人や法人で事業を行っている方（工場や商店などを営んでいる方、駐車場やアパートを貸している方など）です。

## 2 申告すべき資産

平成31年1月1日現在において富士市内に所在する事業用資産（他の者に貸しているものも含む）について申告してください（次ページ参照）。

## 3 申告の方法

### (1) 前年度(平成30年度)増減資産のみを申告された方及び前年度(平成30年度)初めて申告された方で以降は増減申告をされる方

平成30年1月2日から平成31年1月1日までの間に増加及び減少のあった資産について申告してください。増減のない場合は、申告書の「19 増減なし」欄を○で囲んで申告書を提出してください。

※ 決算期以降、1月1日までの期間における資産の増減についても、申告漏れがないよう注意してください。

### (2) 平成31年度に申告を初めてされる方及び前年度(平成30年度)電算申告をされた方

平成31年1月1日現在、富士市内に所有しているすべての資産を申告してください。

※ 電算申告(事業者が電算処理により評価額を算出して行う申告方法)される方については、評価額を計算した全資産の明細書を必ず添付してください。また、次年度以降も同じ申告方法を採用してください。

### (3) 申告の対象となる資産のない方、廃業及び休業などの方

申告書の「20 資産なし」欄・「21 異動事項」欄の該当するものを○で囲み、必要事項を記載し、申告書を提出してください。

## 4 提出書類

- ① 平成31年度償却資産申告書（償却資産課税台帳） …… 緑色
- ② 種類別明細書（減少資産用） …… 赤色
- ③ 種類別明細書（増加資産・全資産用） …… 緑色

※申告書は1枚目、明細書は1・2枚目を提出し、残りを控えとして保管してください。

なお、申告書を郵送される方で控えに市の受付印を必要とされる場合は、返信用封筒(切手を貼り、あて名書きしたもの)を同封してください。

〒417-8601

静岡県富士市

永田町1丁目100番地

富士市役所 財政部

資産税課 償却資産 担当 行



申告書を送付する際には、このラベルを切り取って封筒に貼付してご利用ください。

## 2 償却資産の範囲

固定資産税の課税対象となる償却資産とは、土地及び家屋以外の事業用の資産で、減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるものです。

### ● 申告が必要な資産

平成31年1月1日現在において、事業の用に供する資産ですが、次のような資産も含まれます。

- (ア) 建物附属設備として固定資産に計上しているもののうち償却資産の課税対象となる資産。
- (イ) 建設仮勘定で経理している資産であっても、その一部または全部が平成31年1月1日現在、事業の用に供することができる状態にある資産。
- (ウ) 家屋分離課税に関する申告書に記載した資産。
- (エ) 自動車税、軽自動車税の課税対象とならない車両及び運搬具。  
大型特殊自動車は登録ナンバー（「0」及び「00」～「09」、「000」～「099」並びに「9」及び「90」～「99」、「900」～「999」）の有無に関係なく償却資産に該当します。
- (オ) 税務会計上、売買として取り扱われるリース資産（割賦販売による購入資産）。
- (カ) 帳簿に記載されていない資産であっても、平成31年1月1日現在、事業の用に供している資産。
- (キ) 法定の減価償却を終えたが、事業の用に供している資産。（評価額の最低限度は取得価額の100分の5）
- (ク) 減価償却を行っていない資産であっても、本来減価償却が可能な資産。
- (ケ) 遊休・未稼働の資産であっても、平成31年1月1日現在、事業の用に供することができる状態にある資産。
- (コ) 清算中の法人が所有する償却資産のうち、清算事務の用に供されている資産及び他の者に貸している資産。
- (サ) 取得価額が10万円未満であっても、固定資産（個別償却）として計上している資産。
- (シ) 「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度」を適用する取得価額30万円未満の資産（租税特別措置法第28条の2、第67条の5、旧租税特別措置法第67条の8）。
- (ス) 【太陽光発電設備】（※グリーン投資減税を適用し即時償却を行った場合も申告が必要です）。  
自宅用で発電出力10kw未満の太陽光発電設備は申告不要です。

### ● 申告の必要がない資産

- (セ) 使用期間が1年未満又は取得価額10万円未満の資産のうち、一時に損金算入したもの。
- (ソ) 取得価額が20万円未満で、法人税法または所得税法の規定により一括して3年間で均等に償却する資産。
- (タ) 自動車税、軽自動車税の課税対象となる資産。
- (チ) 無形固定資産（例：特許権、ソフトウェア、漁業権等）
- (ツ) 繰延資産

○：申告対象 ×：申告対象外

償却方法	取得価額 10万円未満	取得価額 10万円以上 20万円未満	取得価額 20万円以上 30万円未満	取得価額 30万円以上
個別償却 (サ)	○	○	○	○
中小企業特例 (シ)	○	○	○	○
一時損金算入 (セ)	×	×	×	×
3年一括償却 (ソ)	×	×	×	×

リース資産内容	取得価額 10万円未満	取得価額 10万円以上 20万円未満	取得価額 20万円以上 30万円未満	取得価額 30万円以上
法人税法第64条の2第1項又は 所得税法第67条の2第1項 (オ)	×	×	○	○

### ◎ 申告に際しての留意事項

- ・圧縮記帳をしている資産及び下取りを伴う資産については、本来の正常な価額（圧縮及び下取り金額の差引きをしない額）で申告してください。
- ・割賦販売資産（リース期間終了後、借受人の所有となるものを含む）については、取得した時点から買主の所有として、買主がその資産の総額で申告してください。
- ・資本的支出（改良費）は、1個の資産としてみなされます。本体部と分離して申告してください。
- ・資産を無償で譲り受けた場合等、取得価額が不明なときは見積もり価額等で申告してください。

### 3 固定資産税(償却資産の課税)について

	説 明
課税標準額	賦課期日(1月1日)現在の価格(評価額)で償却資産課税台帳に登録されたものです。
税率及び税額	税率……1.4%      税額……課税標準額×税率
免税点	各資産の課税標準額の合計が150万円に満たない場合は、課税されません。 <b>ただし、申告は必要です。</b>

### 4 評価額の算出について

資産の取得時期、取得価額及び耐用年数をもとに評価額を算出します。

- ① 前年中に取得した資産

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times (1 - \text{耐用年数に応ずる減価率} / 2)$$

- ② 前年前に取得した資産

$$\text{評価額} = \text{前年度の評価額} \times (1 - \text{耐用年数に応ずる減価率})$$

【計算例】 取得価額700,000円 取得年月平成30年4月、耐用年数4年の資産の場合

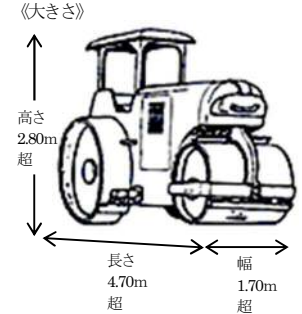
※耐用年数4年に応ずる減価率は0.438(下記減価残存表参照)

平成31年度	=	700,000円	×	(1 - 0.438 × 1 / 2)	=	546,700円
平成32年度	=	546,700円	×	(1 - 0.438)	=	307,245円
平成33年度	=	307,245円	×	(1 - 0.438)	=	172,671円
平成34年度	=	172,671円	×	(1 - 0.438)	=	97,041円
平成35年度	=	97,041円	×	(1 - 0.438)	=	54,537円
平成36年度	=	54,537円	×	(1 - 0.438)	=	30,649円 < 35,000円 ★

★平成36年度で算出額が取得価額の5%(35,000円)より小さくなりますので  
平成36年度以降評価額は35,000円となります。

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中	前年前			前年中	前年前			前年中	前年前
		取得	取得			取得	取得			取得	取得
2	0.684	0.658	0.316	13	0.162	0.919	0.838	24	0.092	0.954	0.908
3	0.536	0.732	0.464	14	0.152	0.924	0.848	25	0.088	0.956	0.912
4	0.438	0.781	0.562	15	0.142	0.929	0.858	26	0.085	0.957	0.915
5	0.369	0.815	0.631	16	0.134	0.933	0.866	27	0.082	0.959	0.918
6	0.319	0.840	0.681	17	0.127	0.936	0.873	28	0.079	0.960	0.921
7	0.280	0.860	0.720	18	0.120	0.940	0.880	29	0.076	0.962	0.924
8	0.250	0.875	0.750	19	0.114	0.943	0.886	30	0.074	0.963	0.926
9	0.226	0.887	0.774	20	0.109	0.945	0.891	35	0.064	0.968	0.936
10	0.206	0.897	0.794	21	0.104	0.948	0.896	40	0.056	0.972	0.944
11	0.189	0.905	0.811	22	0.099	0.950	0.901	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	23	0.095	0.952	0.905	50	0.045	0.977	0.955

## 5 償却資産の主な種類

種 類		主 な 償 却 資 産	
1	構 築 物	土地に定着しない簡易な建物、又は周壁等で外界と遮断されない建物	プレハブの簡易事務所や物置、テント倉庫、農業用ビニールハウス、カーポート、自転車置き場、資材・ごみ置き場等
		土地に定着した土木設備	広告塔、門、外灯、外構工事、擁壁、煙突、構内舗装（駐車場の舗装路面も含む）、緑化施設等
		建物附属設備	特定の生産又は業務用設備（受変電設備、ボイラー、エア配管、動力配線、厨房設備等、建物から独立した諸設備）等
		建物の所有者と異なる者（テナント）が施工した設備	店舗内造作設備、照明設備、給排水衛生設備、ガス設備、空調設備等
2	機 械 及 び 装 置	製造機械設備	紙加工設備、金属加工設備、その他製造機械設備等
		工作機械	旋盤、フライス盤、ボール盤等
		搬送設備	クレーン、コンベヤー等
		その他設備	ガソリンスタンド設備、クリーニング設備、駐車場機械装置、太陽光発電設備 等
3	船 舶	モーターボート、漁船等	
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等	
5	車 両 及 び 運 搬 具	<p>大型特殊自動車、台車等            （自動車税、軽自動車税の課税対象となるものは<b>申告不要です</b>）            ※次に掲げる要件に一つでも該当する場合は、大型特殊自動車になります。</p> <p>1. 農耕作業用自動車            最高速度 <b>35</b> km/h 以上のもの</p> <p>2. 農耕作業用自動車以外のもの</p> <p>(1) 最高速度 <b>15</b> km/h を超えるもの</p> <p>(2) 自動車の長さが <b>4.7</b> メートルを超えるもの</p> <p>(3) 自動車の幅が <b>1.7</b> メートルを超えるもの</p> <p>(4) 自動車の高さが <b>2.8</b> メートルを超えるもの</p>	<p>《大きさ》</p>  <p>高さ 2.80m 超</p> <p>長さ 4.70m 超</p> <p>幅 1.70m 超</p> <p>《速度》            最高時速 15km 毎時を超えるもの</p>
6	工 具、器 具 及 び 備 品	ドリル、カッター等の工具、机、パソコン、複写機、理美容器具、医療機器、金庫、ロッカー、陳列ケース、自動販売機、エアコン、冷蔵庫、カラオケ等の音響機器、パチンコ台 等	

※ 建物・ビルの一室等を借りて、テナント(借主)が内装等を施工された場合には、内装設備一式が償却資産に該当しますので、テナント(借主)が償却資産の申告をしてください。

## 6 業種ごとの主な償却資産

事業所の種類ごとに主な償却資産を挙げました。

次に掲げる表を参考に償却資産に該当するものを申告してください。

	主 な 償 却 資 産
各 業 種 共 通	門、擁壁、植栽、舗装路面、浄化槽設備、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、ルームエアコン、応接セット、広告看板、ネオンサイン、複写機、パソコン、屋外給排水、受変電設備、自家発電設備、ロッカー、外灯、キャビネット、LAN 設備、物置(家屋で無いもの)、太陽光発電設備 等
製 紙 業	変圧器、脱水機、動力制御装置、送風機、薬品タンク、ボイラー、抄紙機、摺動シャワー設備、井戸ポンプ、デジタル台秤、各種機械基礎工事、福利厚生設備 等
機 械 製 造 業	自動梱包機、溶接機、金型、プレス機、貯水設備、テント倉庫、集塵機、天井走行クレーン、各種機械基礎工事、福利厚生設備 等
不 動 産 賃 貸 業 (共同住宅・駐車場経営)	屋外給排水、フェンス、浄化槽、駐車場舗装、自転車置場、駐車場外灯、花壇・植栽、料金収納システム、防犯カメラ 等
店 舗 ・ 小 売 業 飲 食 業	接客用家具・備品、陳列棚、商品ケース、厨房設備、POSシステム・レジスター、看板、店舗内装(借家の場合)、カラオケ設備、自動販売機、パチンコ台 等
農 業	ビニールハウス(家屋ではないもの)、ボイラー、脱穀機、稲刈機、送風機、乾燥機、防霜ファン、噴霧機、茶刈機(乗用を除く) 等
病 院 ・ 診 療 所	各種医療機器(ベッド・手術台、X線装置、心電図、CTスキャン、歯科ユニット)、待合室椅子、駐車場舗装 等
鉄 工 業	旋盤、ボール盤、フライス盤、プレス機、溶接機、クレーン、研削機、テント倉庫、各種工具 等
建 設 業	ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、コンプレッサー、ポンプ、発電機、コンテナハウス事務所 等
理美容業・エステ業	理美容椅子、洗面設備、消毒設備、美顔機、エステマット、温浴器、サインポール 等

※ 耐用年数は、固定資産台帳や所得税青色申告決算書または法人税確定申告書等でご確認ください。

## 7 建物附属設備に係わる償却資産と家屋の区分

建物附属設備には、償却資産に該当するものと家屋に該当するものがあります。

次に掲げる表を参考に 償却資産に該当するものを申告してください。

	償却資産に該当するもの	家屋に該当するもの
電 気 設 備	照明設備（ネオンサイン・投光器・スポットライト ・電光ニュース等） 受変電設備（変圧器・調整器・保護装置・遮断機 ・受配電盤等） 動力配線設備（特定の生産又は業務用の動力配線） 予備電源装置（発電機・蓄電池電源設備等） 中央監視制御装置（各種記録計・指示計・監視制御盤等） その他屋外の電気設備	一般照明用の電灯 コンセント配線等の 屋内配線
ガ ス 設 備	特定の生産又は業務用のガス設備、屋外のガス設備	屋内配管等
給 排 水 設 備	特定の生産又は業務用の給排水設備、屋外の給排水設備 浄化槽設備・下水道設備等	屋内の給排水設備等
空 調 設 備	ルームエアコン	家屋と構造上一体と なっている設備
防 災 設 備	手提げ消火器、屋外貯水槽等	消火栓、火災警報装置等
通 信 放 送 設 備	電話機、交換機、スピーカー、インターホン マイクロホン、アンプ等	配線・配管等
運 搬 設 備	天井走行クレーン、ベルトコンベアー等	家屋と構造上一体と なっているエレベータ ー・エスカレーター等
店舗及び事業用 造作設備 その他の事業用 附属設備	室内装飾を兼ねた壁板、陳列棚、 取り替え容易なカウンター、簡易間仕切り等	左記以外で家屋と構造上 一体となっている設備

## 8 テナントが取り付けた建物附属設備の課税について

建物・ビルに取り付けた建物附属設備は取付者や建物附属設備の内容によって、課税区分・納税義務者が異なります。

取付者	建物附属設備	課税区分	納税義務者
家屋所有者(ビル所有者)	内装・床・壁・天井の仕上、電気・ 給排水・ガス設備等	⇒ 家屋	家屋所有者(ビル所有者)
	受変電設備、看板等	⇒ 償却資産	家屋所有者(ビル所有者)
テナント(借主)	内装・床・壁・天井の仕上、電気・ 給排水・ガス設備、看板等	⇒ 償却資産	テナント(借主)

## 9 課税標準の特例について

一定の要件に該当するものについては、課税標準の特例が適用され税負担の軽減が図られますので、当該資産を取得された場合は種類別明細書の摘要欄に記載するとともに、必要書類を添えて「**固定資産税特例適用申請書**」を提出してください。以下は、特例が適用される資産の例です。

### ①先端設備等及び経営力向上設備等に係る特例(重複適用はできません)

		先端設備等に係る特例 (※1)	経営力向上設備等に係る特例 (※2)
対象者		先端設備等導入計画の認定を受けた中小事業者等	中小企業等経営力強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けた中小事業者等
軽減措置		取得から3年間の課税標準額が <u>ゼロ</u> に	取得から3年間の課税標準額が <u>1/2</u> に
取得期間		計画認定後～平成33年3月31日まで	機械及び装置：平成28年7月1日～ その他：平成29年4月1日～ ～平成31年3月31日まで
対象設備	機械・装置	取得価額160万円以上 / 販売開始から10年以内	
	測定/検査工具	取得価額30万円以上 / 販売開始から5年以内	
	器具・備品	取得価額30万円以上 / 販売開始から6年以内	
	建物付属設備	取得価額60万円以上 / 販売開始から14年以内(償却資産として課税されるものに限る)	
主な添付書類等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・先端設備等導入計画の申請書の写し</li> <li>・先端設備等導入計画の認定書の写し</li> <li>・工業会の仕様等証明書</li> <li>・中古資産は対象外です</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営力向上計画の申請書の写し</li> <li>・経営力向上計画の認定書の写し</li> <li>・工業会の仕様等証明書</li> <li>・中古資産は対象外です</li> </ul>

※1 平成30年度税制改正により、富士市産業政策課で認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した一定の要件を満たす資産について特例が適用されます。特例を受ける際には先端設備等導入計画の認定を事前に受ける必要が有ります。なお、計画認定の詳細については、富士市産業政策課のウェブサイトをご覧ください。

※2 中小企業等経営強化法の詳細は、中小企業庁のウェブサイトをご覧ください。経営力向上計画の提出先は中小企業庁です。また、対象資産によって特例適用対象となる取得年月の期間が異なります。

### ②その他の主な特例

特例対象設備・施設等	適用条項	特例率	添付書類 (例)
固定価格買取制度の <u>認定を受けて</u> 取得した太陽光発電設備 ( <u>平成28年3月31日までに取得</u> したものに限り) (※3)	地方税法附則第15条第33項	<b>2/3</b> (3年間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギー発電設備の認定通知書の写し</li> <li>・購入電力量のお知らせの写し (発電出力、買取起算日記載のもの)</li> </ul>

※3 平成28年4月1日以降に新たに取得した太陽光発電設備においては、固定価格買取制度の認定を受けていないもの(再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得したもの)に限り、特例の対象となります。

その他の特例対象資産については、富士市ウェブサイトにてご確認いただくか、償却資産担当までお問い合わせください。

<http://www.city.fuji.shizuoka.jp/kurashi/c0203/fmervo0000001jor.html>





## 10 国税上の特例事項の適用について

法人税法または所得税法の規定により、耐用年数の短縮、償却限度額の特例等の適用を受けた資産がある場合は、その内容を種類別明細書に記載するとともに、次の書類を必ず添付してください。

- (1) 増加償却を認められた資産がある場合  
……所轄税務署長へ提出した「**増加償却届出書**」の写し
- (2) 耐用年数の短縮・陳腐化資産の承認を受けた資産がある場合  
……所轄国税局長の「**承認通知書**」

## 11 固定資産税(償却資産の課税)と国税の比較

	固定資産税の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	暦年(賦課期日制度)	事業年度
減価償却の方法	定率法 ※国税の旧定率法で用いる減価率と同様	一般の資産は 定率法、定額法の選択制度 【定率法選択の場合】 ・平成23年4月1日以降に取得された資産は「定率法(200%定率法)」を適用 ・平成19年4月1日から平成23年3月31日までに取得された資産は「定率法(250%定率法)」を適用 ・平成19年3月31日までに取得された資産は「旧定率法」を適用
前年中の新規取得資産	半年償却	月割償却(一定の場合は簡便償却)
圧縮記帳の制度	認めない	認める
特別償却、割増償却 (租税特別措置法)	認めない	認める
増加償却 (所得税、法人税)	認める	認める
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額(1円)まで
改良費	区分評価	合算評価

## 12 非課税について

地方税法第348条第2項各号、第4項、第5項、第6項、第8項、第9項および同法附則第14条第1項～第3項に規定する資産は、非課税の対象となります。当該資産を取得された方は、種類別明細書に記載するとともに関係資料(許認可、設計図等の写し)を添えて、「**非課税適用申告書**」を提出してください。

## 13 その他

### (1) 電子計算機による独自の様式の種別明細書での申告について

電子計算機により処理する独自の様式の種別明細書で申告する方は、次の事項に留意して申告してください。

- (ア) 全国的に統一された様式による記載項目のすべてを記載すること。
- (イ) 全資産について評価額計算を行うこと。
- (ウ) 課税標準の特例の適用がある場合には、その特例の率及び課税標準額を記載した様式であること。
- (エ) 種別明細書は種類ごとに区分して作成し、その合計額を記載すること。
- (オ) 資本的支出（改良費）については、新たな資産の取得とみなし、本体部と区分して評価額計算を行うこと。
- (カ) 評価額計算上の償却可能限度額は、取得価額又は資本的支出（改良費）の100分の5までとすること。
- (キ) この申告方法を継続して採用すること。
- (ク) 提出される申告書の欄外右上に、本市送付の申告の案内（ハガキ）に記載のあります所有者コード【所有者コード例:0898765412 (10桁)】を記入してください。

### (2) 虚偽の申告または不申告の罰則

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、過料を科されることがあります。また、虚偽の申告をされた場合には、罰金を科されることがあります。（地方税法第368条、第385条、第386条、富士市税条例第83条、第86条）

**なお、申告が遅れた資産については遡って過年度分が課税されますのでご了承ください。**

（地方税法第17条の5第1項、富士市税条例第5条）

### (3) 実地調査のお願い

地方税法第408条の規定に基づいて毎年実地調査を行っております。その際は、ご協力をお願いいたします。

なお、この実地調査に伴って修正申告をお願いすることがありますので、あらかじめご承知おきください。

### (4) 閲覧制度について

申告に基づき決定した価格等につきましては、償却資産課税台帳に登録され、閲覧することができます。なお、平成31年度閲覧期間中、4月1日（月）から4月30日（火）までの期間については閲覧手数料が無料となります。

### (5) 納税通知書について

納税通知書は4月上旬の発送を予定しています。ただし、提出期限後に申告書を提出された場合には、後日、税額を再計算し(再)送付することがあります。

### (6) 申告用紙について

申告用紙が不足する場合は、資産税課償却資産担当までご連絡ください。また、申告用紙は「富士市ウェブサイト」からダウンロードすることができます。

**※当初の申告内容に修正が必要になった場合、修正申告は年間を通して受付しております。**

## 14 Q & A

### Q1 資産の数が少ないのですが、申告が必要ですか？

⇒ A1 申告は必要です。また、資産の増減が無い場合でも、償却資産申告書(償却資産課税台帳)右下の「19増減なし」欄を○で囲んで提出をお願いします。

### Q2 減価償却済みの償却資産は申告が必要ですか？

⇒ A2 申告が必要です。法定耐用年数を過ぎ減価償却が済んだ償却資産も事業の用に供している限り申告が必要です。固定資産税における償却資産の評価額の最低限度は、取得価額の5%となっています。

### Q3 決算や確定申告において減価償却費を計上していませんが、申告の必要はありますか？

⇒ A3 減価償却費を計上しているか否かに関係なく、申告が必要です。

### Q4 申告内容に誤りがありました。どうすればよいですか？

⇒ A4 修正申告をお願いします。随時受け付けております。  
税額を再計算し、過年度に遡って課税または還付されることがあります。

### Q5 税務署に会社解散の届けを出しました。市役所にも解散の届けを出す必要がありますか？

⇒ A5 申告書により、解散の届けを提出する必要があります。  
償却資産申告書(償却資産課税台帳)右下の「21異動事項」休業・廃業・解散等の該当する項目の欄を○で囲み、その年月日を記入の上、提出をお願いします。

### Q6 実地調査とはどのようなものですか？

⇒ A6 富士市では、皆様から申告していただいた申告書を基に、地方税法第408条の規定により、現地事務所・事業所等を訪問し、調査を実施しています。  
この調査では、償却資産に関する帳簿書類(固定資産台帳・決算書・確定申告書等)と申告内容を、照合させていただきます。

### Q7 納税通知書と併せて送付される課税資産明細書に償却資産の記載がないのはなぜですか？

⇒ A7 申告していただいた資産については、皆様がそれぞれ管理されている償却資産の帳簿書類(固定資産台帳・決算書・確定申告書等)や申告書の控えにてご確認いただくという考えから、富士市では課税明細書への記載を省略しております。  
また、各資産の評価額や課税標準額については、申告の方法が電算申告(全資産申告)の場合、皆様自身で計算していただいた金額を採用しておりますので、その作成データや申告書の控えにてご確認ください。他方、申告の方法が増減申告の場合は、毎年4月1日から4月30日まで(平日のみ。30日が休日の場合は、翌日または翌々日)、資産税課の窓口で閲覧帳簿により、課税台帳に登録された事項(各資産の評価額や課税標準額を含む)を確認することができます。(無料)

## ? 申告書の記載方法がわからない場合・・・

申告書の記載方法がわからない場合は、資産税課(市役所3階南側)へお早めにご相談ください。  
なお、印鑑及び次の書類をお持ちいただければ、その場で申告を済ませることができます。

#### ●個人の場合

- ・簡易帳簿(固定資産台帳)
- ・所得税青色申告決算書
- ・契約書・工事見積書等(共同住宅の場合)
- ・その他減価償却資産の明細のわかる書類

#### ●法人の場合

- ・固定資産台帳
- ・法人税確定申告書
- ・その他減価償却資産の明細のわかる書類

15 償却資産申告書の記載のしかた

受付印  
平成31年1月21日  
富士市長 殿

平成31年度

償却資産申告書(償却資産課税台帳)

※所有者コード 提出用

0 8 9 8 7 6 5 4 3 2 0 9 8 7 6

1 住所  
〒417-8601  
ふじしながたちょう1ちょうめ1ばんち  
富士市永田町1丁目1番地  
(0545-51-0123)

2 氏名  
ふじせいぞうかぶしがいいしゃ  
富士製造株式会社  
代表取締役 富士 一郎 (印)

3 個人番号又は法人番号  
0100020003000

4 事業種目(資本等の金額)  
自動車部品製造業  
(百万円)

5 事業開始年月  
昭和60年4月(決算月3月)

6 この申告に回答する者の係及び氏名  
経理係 富士 雅子  
(0545-55-2744)

7 税理士等の氏名  
東海税理士事務所 東海 太郎  
(0545-55-2745)

8 短縮耐用年数の承認 有・無

9 増加償却の届出 有・無

10 非課税該当資産 有・無

11 課税標準の特例 有・無

12 特別償却又は圧縮記帳 有・無

13 税務会計上の償却方法 定率法・定額法

14 青色申告 有・無

資産の種類	取得				減価				償却							
	前年取得したもの(イ)				前年中に減少したもの(ロ)				前年中に取得したもの(ハ)				計((イ)-(ロ)+(ハ))			
	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円
1 構築物		6	530	000			800	000		9	500	000		15	230	000
2 機械及び装置		96	800	000		5	200	000		19	050	000		110	650	000
3 船舶																
4 航空機																
5 車両及び運搬具		3	635	000		2	500	000			700	000		1	835	000
6 工具、器具及び備品		3	838	000			485	000		1	458	000		4	811	000
合計		110	803	000		8	985	000		30	708	000		132	526	000

15 富士市内における事業所等資産の所在地  
① 永田町1丁目1番地  
② 五貫島100番地  
③ 貸主の名称等  
富士市永田町2丁目1番地  
株富士リース

16 借用資産 (有・無)  
自己所有・借家

17 事業所用家屋の所有区分

18 備考(添付書類等)  
特例適用資産有 特例適用申請書類提出  
先端設備等導入計画の申請書等  
申告漏れ資産あり 取得価額訂正資産あり

19 増減なし 20 資産なし

21 異動事項  
休業 廃業 解散 市外転出 異動年月日  
名称変更 住所変更 法人成 年月日  
変更前

資産の種類	評価額				※ 決定価格				※ 課税標準額			
	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円
1 構築物												
2 機械及び装置												
3 船舶												
4 航空機												
5 車両及び運搬具												
6 工具、器具及び備品												
合計												

(ホ)、(ヘ)、(ト)は記載する必要はありません。  
ただし、自社の電子計算機を利用し申告される方は記載してください。

記入上の注意

- 住所  
個人については住民登録地、法人については経理を行っている住所(又は納税通知書送付先)を記載してください。
- 氏名  
資産所有者の氏名(法人にあっては、法人名及び代表者の氏名)を記載してください。また、個人の場合は屋号を記載してください。
- 個人番号又は法人番号  
社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)により付された個人番号又は法人番号を右詰めで記載してください。なお、控用には複写されません。
- 事業種目  
事業の種目を具体的に記載してください。
- この申告に回答する者の係及び氏名  
この申告について直接応答できる方の氏名・電話番号を記載してください。
- 税理士等の氏名  
経理を委託している税理士等の氏名・電話番号を記載してください。
- 富士市内における事業所等資産の所在地  
市内における資産所在地を記載してください。また、2つ以上の資産所在地がある場合には、それぞれの所在地を記載し、主な所在地の番号を○で囲んでください。
- 借用資産(借用償却資産)  
借用資産(リース資産等)がある場合、「有」を○で囲み、貸主の住所及び名称等を記載してください。
- 備考  
添付した書類の名称、非課税、特例の適用条項等、この評価について参考となる事項を記載してください。
- 増減なし  
前年中に償却資産の増減がない場合は、○で囲んでください。
- 資産なし  
この冊子(P3)の「償却資産の範囲」に該当する資産がない場合は、○で囲んでください。
- 異動事項  
該当する箇所を○で囲み、異動年月日、旧住所等、参考となる事項を記載してください。

第二十六号様式(提出用)

見本

16 種類別明細書(減少資産用)の記載例

平成 31 年度

種類別明細書 (減少資産用)

(提出用)

※ 所有者コード	
0898765432	09876

所有者名	1 枚のうち
富士製造株式会社	1 枚目

行 番 号	資産 の 種 類	資産コード	資産の名称等 (漢字も使用可)	数 量	取得年月			取得価額	耐 用 年 数	申 告 年 度	減少の事由及び区分				摘 要
					年 号	年	月				1売却 3移動	2減 4その他	失 2一部	1全部	
01	1	1	ホソウ ロメン	1	S	60	4	800 000	10		1・②・3・4	①・2			
02	2	1	ボールパン	1	S	60	4	200 000	12		①・2・3・4	1・②	取得価額60万円(数量3)のうち 20万円(数量1)分減少 残額40万円		
03	2	2	プレスキ 25トン	1	S	60	6	5 000 000	12		1・2・③・4	①・2	沼津工場へ移設		
04	5	1	パワーシヨベル	1	H	3	8	2 500 000	4		1・②・3・4	①・2			
05	6	1	オウセツイス	2	H	3	1	85 000	8		1・②・3・4	①・2			
06	6	22	フクシヤキ	1	H	28	4	400 000	5		1・2・3・④	①・2	取得価額修正		
07											1・2・3・4	1・2			
08											1・2・3・4	1・2			
09											1・2・3・4	1・2			
10											1・2・3・4	1・2			
11											1・2・3・4	1・2			
12											1・2・3・4	1・2			
13											1・2・3・4	1・2			
14											1・2・3・4	1・2			
15											1・2・3・4	1・2			
16											1・2・3・4	1・2			
17											1・2・3・4	1・2			
18											1・2・3・4	1・2			
19											1・2・3・4	1・2			
20											1・2・3・4	1・2			
小 計				7				8 985 000							

第二十六号様式別表二(提出用)

記入上の注意

資産の種類  
減少した資産の種類を記載してください。  
資産コード  
減少した資産の資産コード(市が付設した  
もの)を正確に記載してください。  
資産の名称等・数量  
減少した資産の名称及び数量を記載してく  
ださい。  
取得年月  
減少した資産の取得年月を記載してくだ  
さい。  
取得価額  
減少した資産の取得価額を記載してくだ  
さい。  
なお、資産の一部が減少した場合は、当該  
資産の減少した部分に対応する取得価額  
を記載してください。  
耐用年数  
当該資産について適用していた耐用年数  
を記載してください。  
申告年度  
記載する必要はありません。  
減少の事由及び区分  
該当するものを○で囲んでください。  
摘要  
減少区分が「2・一部」に該当する場合は、  
次の例のように記載してください。  
(例)  
取得価額60万円(数量3)のうち  
20万円(数量1)分減少 残額40万円  
その他、資産が減少したことについて必要  
な事項を記載してください。

見本

【注】取得価額等の修正がある場合は、  
種類別明細書(増加資産・全資産用)→正しい取得価額等及び摘要欄に資産の種類・コードと修正内容(例:6-22 取得価額修正)を記載してください。  
種類別明細書(減少資産用)→資産の種類・コード、修正前の取得価額等及び摘要欄に修正内容を記載してください。

17 種類別明細書(増加資産・全資産用)の記載例

平成 31 年度

種類別明細書 (増加資産・全資産用)

(提出用)

所有者名

富士製造株式会社

1 枚のうち

1 枚目

※ 所有者コード  
0898765432 09876

行 番 号	資産 の 種 類	資産コード	資産の名称等 (漢字も使用可)	数 量	取得年月			取得価額			耐 用 年 数	価 額			※ 課税標準の特例		課税標準額	増 加 事 由	摘 要
					年 号	年	月	十 億	百 万	円		十 億	百 万	千 円	円	率			
01	1		工場緑化施設	1	H	30	3	1	500	000	7							2 3.4	
02	1		アスファルト舗装	1	H	30	3		600	000	10							2 3.4	
03	1		コンクリート塀	1	H	30	3		2	400	000	30						2 3.4	
04	1		屋外給排水設備	1	H	30	3		5	000	000	15						2 3.4	
05	2		切断機	1	H	15	3		5	250	000	10						1.2 3.4	沼津工場 より移設
06	2		新型金属加工機 F 223型	1	H	30	9	10	800	000	10							1.2 3.4	特例適用 資産
07	2		太陽光発電設備	1	H	29	12		3	000	000	17						2 3.4	申告漏れ
08	5		ホイールローダー	1	H	30	8		700	000	2							1 3.4	
09	6		応接いす	1	H	30	4		540	000	8							2 3.4	
10	6		エアコン 2.8 KW	1	H	30	6		270	000	6							2 3.4	
11	6		ロッカー	2	H	30	10		216	000	15							2 3.4	
12	6	22	複写機	1	H	28	4		432	000	5							1.2 3.4	資産コード6-22 取得価額修正
13																		1.2 3.4	
14																		1.2 3.4	
15																		1.2 3.4	
16																		1.2 3.4	
17																		1.2 3.4	
18																		1.2 3.4	
19																		1.2 3.4	
20																		1.2 3.4	
				小 計	13				30	708	000								

資産の名称等について、漢字やひらがな等の登録が出来るようになりました。

ただし、既に登録されているカナ文字の資産については、漢字やひらがな等への変更はできませんのでご了承ください。  
(登録内容の修正を伴う場合は、変更可能です)

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他のいずれかに○印を付けて下さい。

※印のある欄は記載する必要はありません。  
ただし、自社の電子計算機を利用し申告される方は記載してください。

記入上の注意

資産の種類  
この冊子(P5)の「償却資産の主な種類」を参照してください。  
資産の名称等  
漢字、ひらがな、カタカナ、英数字を使用し左詰で記載してください。最大40字まで登録できます。  
取得年月  
資産を実際に取得した(決算帳簿記載の取得・事業供用)年月を記載してください。年号はS(昭和)またはH(平成)で記載してください。  
取得価額  
資産を取得するために、直接支出した金額(税込)のほか当該資産を事業の用に供するために要した費用(手数料・関税・据付手数料等)も含まれます。  
耐用年数  
減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1から第6まで(別表第3及び第4を除く)に掲げる耐用年数を記載してください。なお、中古資産について、見積耐用年数によっている場合はその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数によっている場合はその耐用年数を記載してください。  
増加事由  
該当する増加事由の番号に○をつけてください(下欄注意書き参照)。  
摘要  
当該資産について、次のような事項を記載してください。  
①課税標準の特例の適用を受ける資産について、その適用条項  
②割賦販売資産等売主が所有権を留している資産については、その旨の表示、売主の名称等  
③耐用年数の変更があった場合にはその旨の表示  
④中古資産で見積耐用年数を適用している資産についてはその旨の表示  
⑤短縮耐用年数を適用している資産についてはその旨の表示  
⑥増加償却を行っている資産についてはその旨の表示  
⑦その他当該資産の価格の決定にあたって必要な事項

第二十六号様式別表一(提出用)

## 18 地方税電子申告

【エルタックス（eLTAX）】について



～ ～ ～ インターネットによる電子申告がご利用いただけます ～ ～ ～

- 富士市では、インターネットを利用した地方税電子申告【エルタックス(eLTAX)】による申告の受付をしており、償却資産の申告についてもご利用いただくことができます。
- 【エルタックス(eLTAX)】をご利用するにあたっての詳細につきましては、(一般社団法人)地方税電子化協議会 <http://www.eltax.jp/> をご覧ください。
- お電話でのお問い合わせは 【エルタックス(eLTAX)】 ヘルプデスク  
9:00 ～ 17:00 月～金(土・日・祝日、年末年始12/29～1/3は休業)  
0570-081459 (ハイシンコク) IP電話やPHS:03-5500-7010

# 委任状

(代理人) 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

私は、上記の者を代理人と定め下記の事項を委任します。

記

償却資産申告に伴う個人番号および本人確認資料の提出

平成 年 月 日

(委任者) 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

印

生年月日 \_\_\_\_\_

※この委任状は、個人の方がマイナンバーを記載した申告書を税理士などの代理人を通じて提出する際に必要となります。

## 19 申告書へのマイナンバー記載について

### (1) マイナンバー(個人番号)・法人番号の記載について



申告の手引き P.12 (償却資産申告書の記載のしかた) をご参照いただき、個人の方は12桁のマイナンバー(個人番号)を、法人にあっては13桁の法人番号を、所定の記載欄に右詰で記載してください。

### (2) 本人確認資料の添付について(個人の方のみ。法人は不要)

マイナンバーを記載した申告書をご提出いただく際、マイナンバー法に定める本人確認(番号確認、身元確認および代理権確認)を実施いたします。窓口または郵送での申告の際、以下の①または②の本人確認資料の写し(コピー)をそれぞれ1種類ずつ申告書に添付していただくようお願いいたします。

なお、eL TAX(電子申告)による申告の場合、電子証明書等により本人確認を行うため、本人確認資料の添付は不要です。

#### ① 本人が申告書を提出する場合(以下の資料を各1点)

	マイナンバー確認資料	身元確認資料
窓口・郵送	マイナンバーカード(裏面) ↓  または マイナンバー通知カード または 住民票(マイナンバー記載)等	マイナンバーカード(表面) ↓  または 運転免許証 または 旅券(パスポート)等

※ 当市から送付された「申告の案内」(ハガキ)の添付、または、当市から送付された「住所・氏名が印字された申告書」での申告により身元確認資料の代用ができます。

#### ② 代理人が申告書を提出する場合(以下の資料を各1点)

	本人のマイナンバー確認資料	代理人の身元確認資料	代理権確認資料
窓口・郵送	本人のマイナンバーカード(裏面) または 本人のマイナンバー通知カード または 本人の住民票(マイナンバー記載)等	代理人のマイナンバーカード(表面) または 代理人の運転免許証・旅券(パスポート) または 税理士証票 等	税務代理権限証書 または 委任状(裏面参照)等

### (3) その他

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。制度の主旨をご理解いただき、マイナンバーの記載にご協力ください。ただし、マイナンバーの記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。また、本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合、申告書へのマイナンバーの記載はないものとして受理いたしますので、予めご了承ください。

前回までの申告で、上記の本人確認書類を添付していただくことにより、有効にマイナンバーを取得できた方については、次回から本人確認書類の添付を省略していただいて差し支えありません。ただし、マイナンバーに変更があった場合は、再度、本人確認書類のご提出をお願いいたします。